

不正行為の取扱い

次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した試験すべての教科等の成績を無効とするとともに、以降に本学で実施する全ての入学者選抜を受験することができなくなります。支払い済みの入学検査料等は、全て返還しません。

なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

【不正となる行為】

1 試験全般

- ① 出願書類（入学願書、修学計画書、受験票、写真票）及び解答用紙へ故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の顔写真や画像の加工や修正を行った写真を貼付すること。解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。）をすること。
- ② 受験者本人になりすまして他人が受験すること。

2 筆記試験

- ① カンニング（試験の科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書・参考書等の書籍類の内容を見ること（筆記試験（英語）での辞書の持ち込みは可）、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ② 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ③ 配布された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- ④ 解答用紙を試験室から持ち出すこと
- ⑤ 試験開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑥ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
※イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（試験時間中、病気・負傷や障がい等により補聴器等を使用したい場合は、事前に申し出る必要があります。）
- ⑦ 試験終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

3 プレゼンテーション試験及び口述（面接）試験

- ① 試験中に他の人と連絡をとりあうこと。
- ② 試験を録画または録音すること。
- ③ ②の情報をインターネット上へ掲載すること。
- ④ 試験終了後に、これから試験を行う他の受験者に内容等を伝えること
- ⑤ 受験者控室で係員の指示に従わないこと。

上記以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、上記と同様です。

【不正となる場合がある行為】

1 試験全般

- ① 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴動させるなど、試験の進行に影響を与えること。
- ② 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ③ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ④ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ⑤ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

2 筆記試験

- ① 試験時間中に、使用を認める筆記用具等以外の用具（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、ノート等の資料類）を、かばん等にしまわず、机の上に置いている場合や、身につけていたり手に持っていること。

3 プレゼンテーション試験及び口述（面接）試験

- ① 受験者控室又は面接室前で無用な会話や発声をすること。
- ② 受験者控室又は面接室前で待ち時間に携帯電話等の通信機器を使用すること。